

運行管理者 旅客編

暗記ノート02

(道路運送車両法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。
本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。
本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

車両法の目的（キーワード）

所有権・【**安全性**】の確保・【**公害**】の防止・整備事業・公共の福祉を【**増進**】

自動車の種別（車両法の規定による自動車の種別）

①【 普通自動車 】	②【 小型自動車 】	③【 軽自動車 】
④【 大型特殊自動車 】	⑤【 小型特殊自動車 】	

登録・検査関係①

《所有者が申請すること》

登録の種別	申請するとき	期限
変更登録	型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置などを変更するとき	【15】日
移転登録	所有者を変更するとき（新所有者が行う）	【15】日
永久抹消登録	自動車が減失、解体、又は用途を廃止するとき	【15】日

《使用者が手続きすること》

検査の種別	手続きするとき	期限
継続検査	自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするとき	—
自動車検査証の記載事項の変更	自動車検査証の記載事項について変更があったとき	【15】日

自動車の検査の種類

①【新規検査】	②【継続検査】	③【臨時検査】	④【構造等変更検査】
⑤【予備検査】			

登録・検査関係②

自動車登録番号標	自動車の【前面】及び【後面】であって自動車登録番号の【識別】に【支障】が生じないものとして告示で定める位置に表示する
検査標章	自動車検査証の【有効期間の満了する】時期が記載されている
自動車検査証	①自動車に【備え付け】ておく ②有効期間（旅客自動車運送事業用自動車）は初回も含め【1】年間

日数のまとめ

内容	期日
変更登録、移転登録、永久抹消登録、自動車検査証の記載事項の変更	【15】日以内
臨時運行許可証の返納	【5】日以内

❑事業用自動車の点検

日常点検	自動車の【使用者】又は【運行する者】が【1】日【1】回、運行の【開始前】に【目視】等により点検する
定期点検	自動車の【使用者】が【3】ヵ月毎に法令の規定により点検する

❑保安基準（過去問題より抜粋）

自動車の大きさ	長さ【12】m、幅【2.5】m、高さ【3.8】m
軸重	【10】t（けん引自動車のうち告示で定めるものにあっては、11.5t）
タイヤ溝	【1.6】mm以上
非常口	乗車定員【30】人以上／右側面の【後部】又は【後面】／位置を示す灯火…【緑色】
窓ガラス	可視光線透過率【70】%以上

備えることができる灯火	赤色	【 終車灯 】（乗合）、【 空車灯 】及び【 料金灯 】（乗用）、【 非常灯 】
	白色	【 社名表示灯 】（乗用）
	青紫	前面ガラスの【 上方 】の灯火（乗合）
	点滅・増減	【 電光表示器 】（乗合・乗用）、【 非常灯 】（旅客）
方向指示器	毎分【 60 】回以上【 120 】回以下の一定周期で点滅	
非常点滅表示灯（※）	（※）非常灯として作動する場合を除く	
警音器	警音器の警報音発生装置の音が、【 連続 】するものであり、かつ、音の【 大きさ 】及び音色が【 一定 】なものであること	
非常信号用具	【 夜間200 】mの距離から確認できる【 赤色 】のもの	
停止表示器材	【 夜間200 】mの距離から走行用前照灯で照射した場合に照射位置から確認できること	
後写鏡	突出部分の最下部が【 地上1.8 】m以下	
消火器	【 危険物 】を運送する自動車、定員【 11 】人以上の自動車、【 幼児専用車 】	
乗車定員	12歳以上【 1 】人⇒12歳未満【 1.5 】人に相当	